

田辺市における人権尊重条例（案）について 今後のスケジュール

	令和1（2019）年度				令和2（2020）年度												
	8月	11月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
庁内調整 （田辺市人権施策推進本部） （以下「本部」という。）			条例骨子案策定	3/18 市長・副市長へ説明	4/20 部長会への報告	4/22 本部との調整		条例素案策定	7/13 本部との調整	条例素案修正	条例条文文化	パブリックコメント手続	パブリックコメント集計	本部との最終調整	議案提出	・施行日は、令和3年4月1日とする。	
	★総務課等関係各課との調整（随時）																
田辺市人権教育啓発推進懇話会 （以下「懇話会」という。）	第1回懇話会	第1回小委員会	第2回小委員会	3/5 第2回懇話会	3/24 市長へ報告		5/12 R1推進状況の依頼	5/12 懇話会委員の推薦		7/31 第1回懇話会	第1回小委員会	条文文化案の郵送	第2回小委員会	第2回懇話会			
議会日程 議会対応							6月議会		8月議会	9月議会		12月議会				3月議会	
	★ 議会への説明																

★人権条例についての経過	
H31.3.27 第5回懇話会	「市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた「田辺市人権施策基本方針改定版」が出来上がり、人権に対する市民の機運の高まりを感じる中で、今こそ人権条例を制定しては」との提案がある。
R1.8.28 第1回懇話会	人権条例の必要性等を含め検討。小委員会を設置する。※小委員は会長・副会長を含め6人
R1.11.18 第1回小委員会	人権条例について他市の状況などを説明し、必要性や目的等について協議するが、異なる見解が対話し、再度検討。
R2.2.3 第2回小委員会	人権条例の制定について、「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づいた、人権課題全般を包括し、まちづくりの基本である人権の尊重をより強固なものにするため必要と全会一致で決定をする。
R2.3.5 第2回懇話会	人権条例について、小委員での協議結果を報告する。また、条例制定の理由や目的、意義を明確にするとともに、条例の実効性を確保するためには、人権教育・啓発の推進及び相談支援事業の推進を図ることを条例に位置付けること、条例は「法律の範囲内」で、「法律に違反しない限りにおいて」制定できることから、義務違反に対する制裁措置や罰則規定は設けない理念条例とすることを説明。懇話会において、上記のスケジュールに基づき、市民と行政の協働により条例の制定を行うことを承認いただく。